

## 中播磨多言語パンフレット作成業務 公募型プロポーザル募集要項

### 1 趣旨

中播磨多言語パンフレット作成業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務に関する企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

中播磨多言語パンフレット作成業務

#### (2) 業務目的

2025年の大阪・関西万博、瀬戸内国際芸術祭などのインバウンド対応として、姫路城を訪れる観光客が行ってみたいくなるような姫路城+1の施設を紹介する多言語パンフレットを作成し、各市町の観光案内所、ホテル、観光施設等で配布することで、外国人観光客の中播磨地域での滞在時間の延伸を促すことを目的とする。

#### (3) 業務内容

別添仕様書のとおり。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

#### (5) 委託上限額

金3,899,000円（うち消費税及び地方消費税額を含む）とする。

### 3 参加資格

参加者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者であること。

また、複数の企業・団体等での共同による応募の場合は、代表者が申請すること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、県民センターとの打合せ等に適切に対応できること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

エ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

オ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

カ 県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者。

#### 4 スケジュール（予定を含む）

内 容	期 日
プロポーザル募集開始	令和6年10月25日（金）
質問受付期限	令和6年11月7日（木）17時
質問に対する回答期限	令和6年11月12日（火）
企画提案書等の提出期限	令和6年11月15日（金）17時
審査委員会開催	令和6年11月下旬～12月上旬
契約締結	令和6年12月上旬

#### 5 応募手続き等に関する事項

##### （1）募集要項等の配付

募集要項等については、兵庫県のホームページに掲載する。

##### （2）提出書類

応募図書	様式	提出部数
応募申込書	様式1	1部
提案者概要	様式2	1部
企画提案書	任意様式	7部
事業実施計画書	様式3	7部
経費積算見積書	様式4	7部
誓約書	様式5	1部
イメージ案など提案内容を説明する書類	任意様式	7部
企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書	添付書類	1部
会社概要（パンフレット）等提案者の概要を説明する書類	添付書類	1部

##### （3）企画提案書

企画提案書には次の内容を記載すること

- ア 企画内容
- イ 実施体制
- ウ 業務実績
- エ その他（任意）

##### （4）募集要項等に関する質問と回答

本プロポーザルへの参加を希望する者は、募集要項等の内容に関して、質問書を提出することができる。

- ア 提出書類 【様式】プロポーザル質問書
- イ 提出先 Miho\_Sasabe01@pref.hyogo.lg.jp
- ウ 提出期限 令和6年11月7日（木）17時必着
- エ 提出方法 期限までに電子メールにて提出し、電話により着信を確認すること。
- オ 回答方法 令和6年11月12日（火）までに質問者に電子メールで回答する。質疑回答の内容が全参加者に周知すべきものであると認めるときは、県ホームページ上にも掲載する。

#### (5) 応募書類の提出

- ア 提出先 11の「問い合わせ先・書類提出先」
- イ 提出期限 令和6年11月15日（金）17時必着
- ウ 提出方法 期日までに郵送又は持参  
※持参の場合は、閉庁日を除く平日の9時から17時  
までの受付とする。  
※郵送の場合は、書留郵便等配達記録が残るよう郵送する。

#### (6) 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、兵庫県情報公開条例の規定に基づき、公開することがある。
- イ 提出された書類は、採用の有無にかかわらず返却しない。
- ウ 提出された書類は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する。
- エ 契約者以外の企画提案内容については、参加者の承諾なしには利用しない。
- オ 本プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

### 6 審査及び候補者の選定方法

#### (1) 審査委員会の設置

別に定める「中播磨多言語パンフレット作成業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

#### (2) 審査の方法

「中播磨多言語パンフレット作成業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する審査会を開催し、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

#### (3) 審査結果

審査結果は、令和6年12月上旬頃（詳細な日時は別途通知する。）までに、すべての参加者に文書で通知する。

### 7 契約の締結

- (1) 県は、候補者と提案事業の実施方法、仕様書等について協議・調整を行い、契約上限額の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 県と候補者との協議の結果、企画提案内容の一部を変更する場合がある。また、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。
- (3) 候補者が正当な理由なく契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、6により選定された次点者と契約についての協議・調整を行ったうえで、契約を締結する。

### 8 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 本募集要項に違反すると認められる場合

(4) その他、あらかじめ指示した事項に違反していると認められる場合

## 9 その他留意事項

- (1) 選定業者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (2) 選定業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (3) 選定業者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うとともに、業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。契約終了後もまた同様とする。

## 10 報告書の提出

委託事業終了後は、事業者選定後に提案事業の実施方法や仕様書等について協議・調整した業務の内容を記載した業務計画書及び、業務の実績を記載した実績報告書を県へ提出すること。

## 11 問い合わせ先・書類提出先

兵庫県中播磨県民センター県民躍動室県民課（産業観光担当）

担当：高橋、笹部

〒670-0947 兵庫県姫路市北条 1-98（姫路総合庁舎 2階）

TEL 079（281）9034

FAX 079（285）1102

電子メール Miho\_Sasabe01@pref.hyogo.lg.jp